

長寿健康祝金贈呈事業について

1 事業の趣旨

多年にわたり社会の進展に寄与してきた100歳高齢者に敬愛の意を表し、併せてその長寿を祝い、長寿健康祝金（5万円）を贈呈するもの。

2 贈呈の基準

次のいずれの要件も満たす方を贈呈対象者とする。

- (1) 住所要件 3年以上、本町の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 居住要件 現に本町に居住していること

3 現状

町内に施設がない、町内の施設に入所することが出来ない等の理由により、やむを得ず町外の医療機関や介護施設に入所する高齢者においては、(2)の居住要件を満たせず、贈呈の対象から外れてしまうため、条例を改正し、居住要件の見直しを検討する必要がある。

また、条例を改正する場合は、不公平が生じないように、湯河原町長寿祝金贈呈条例の施行日である令和7年4月1日に遡及して適用することも検討する必要がある。

(参考) 遡及適用する場合の対象者数（令和8年8月31日現在）

令和8年度分 18名のうち5名

令和7年度分 15名のうち2名